

国名	オランダ
公的年金の体系 保険料財源 税財源 職域年金 個人年金	
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老齢年金，遺族年金：◎国内居住者，◎国外居住かつ国内就労者</li> <li>・障害年金：◎被用者</li> <li>・職域年金：◎（半強制）</li> </ul>
保険料率（2009年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老齢年金：17.9%，法定上限は18.25%</li> <li>・遺族年金：1.10%</li> <li>・障害年金：事業主5.70%＋企業規模別の付加料率【0.15%～0.47%】，月間拠出上限は€3,983.51 (社会保険料としての賦課上限は日額€183.15，年間€47,802.15)</li> </ul>
支給開始年齢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老齢年金：65歳，遺族年金：65歳未満の寡婦（夫）</li> <li>・障害年金：2004年1月1日以降に障害事故に遭った65歳未満の者で事故後104週経過後に35%以上の障害であるもの</li> </ul>
基本受給額 (2009年7月1日時点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老齢年金：【单身】€1,011.64＋休暇手当€56.71， 【夫婦】€694.19＋休暇手当€40.50</li> <li>・遺族年金：€1,081.25＋休暇手当€68.48（所得調査が前提で所得の多寡により給付額が増減）</li> <li>・障害年金：①障害の程度に応じて賃金日額（最大€185.46）の75%補償，②若年層対象追加給付（Wajong）</li> </ul>
給付の構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老齢年金：65歳以上のオランダ人全員を保障する制度（15歳から65歳までのオランダ在住期間に比例）</li> <li>・遺族年金：配偶者（遺族）が1950年以前の生まれで18歳未満の子供を養育，または45%以上の障害で就業不能であることを条件に支給される制度</li> <li>・障害年金（WAO，2005年12月29日よりWIA）：障害事故により一定割合（35%以上80%未満：WGA，80%以上：IVA）就労不能の労働者に対する制度</li> </ul>
所得再分配	なし
公的年金の財政方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老齢年金：賦課方式&amp;一部積立方式（AOW Savings Fund，1998年導入），遺族年金：賦課方式</li> <li>・障害年金：賦課方式</li> </ul>
国庫負担	AOW Savings Fund では一般歳入から毎年一定額を繰り入れ（2020年には€1,350億規模に到達と予想）
年金制度における最低保障	なし
無年金者への措置	不明（社会扶助としてSocial Minimum：生活保護（要ミーンズテスト）がある）
公的年金と私的年金	2階部分相当の職域年金（積立額は年間GDPの120%水準）および3階部分相当の個人年金（life-course savingsなど）がある
国民への個人年金情報の提供	SVB（オランダ社会保険銀行）による受給額裁定通知に対する不服申し立て制度（Review and Appeal）あり

## オランダの年金制度

佐々木一成（バンクオブニューヨークメロン証券株式会社証券営業部ヴァイスプレジデント）

### 1. 制度の特色

オランダの年金制度は3階建てで、政府・年金基金・労使の三者で制度検証と運営を行う社会的共同体である。1階部分はAOW（Algemene Ouderdomswet：国民老齢年金法，1957年制定）で、賦課方式による全国民共通の基礎年金部分として法定最低賃金の70%（単身者，夫婦は100%）水準の年金額を給付する。2階部分はAOWを補完する職域年金制度（制度上AOW franchiseとも言う）で、年金貯蓄基金法（PSW：Pensioen & Spaarfondsenwet）の規定により①企業年金基金②産業単位年金基金③保険会社（Insurance Providers）との保険契約締結の何れかによる運営が必須条件である。2008年12月末時点でのオランダ職域年金制度傘下656基金（会社型543，産業型95，職域型13，その他5）の資産残高合計は€6,971億と同国のGDP€5,789億の120%水準を上回っている。また若年層の失業対策として賦課方式で運営する早期引退給付制度（VUT：Vervroegde Uittreding）により早期退職従業員に最終給与の80%を支給してきたが，2006年以降は事前積立方式に基づく早期退職年齢選択制度（VPL）への移行が進められてきた。3階部分は個人年金で，保険会社と個人年金契約（養老保険，年金保険共に可）を締結し，15年以上の継続的な保険料拠出等の条件を具備すれば一定金額まで年金収入が非課税となる。

### 2. 沿革

1901年の労働災害補償法を祖とするオランダの社会保障制度は第二次世界大戦まで主に企業が支えてきた。AOWの起源は1942年英国のビバレッジ卿報告に触発された社会問題担当大臣Willem dreesが，1947年にVan Rhijn委員会において起草した老齢層への所得保障提案にあると言われ，その後10年の議論と歳月を経て社会問題および公共衛生担当大臣J. G. Suurhoff，財務大臣Johan of the Kieft，財務長官Willem hendrik of pine Berge，内務大臣Louis

Beelが中心となりWillem dreesを顧問に迎え，時の内閣閣僚が全員一致で導入に賛成し1957年に国民老齢年金法として成立させた。これよりオランダの社会保障政策は伝統的なビスマルク型（プロシア宰相ビスマルクによる1889年世界初の所得補償（老齢・疾病）制度）から北欧モデルへと舵を切った。

### 3. 制度体系の概要

3階建てのオランダ年金制度のうちAOWは以下3分類される社会保護（Social Protection）政策の一つである。

- (1) 国民保険 (National insurance)：社会保険料（所得比例），ミーンズテスト無  
老齢年金（AOW），遺族年金（ANW），子供手当（AKW），介護手当（TOG），若年障害年金（Wajong）
- (2) 雇用保険 (Employees insurance)：社会保険料（賃金比例），ミーンズテスト無  
失業保険（WW），長期障害保険（WAO/WIA），疾病保険（ZW），
- (3) 社会扶助 (Social assistance)：税財源，ミーンズテスト有

AOWは原則賦課方式だが1998年から一部積立方式（AOW Savings Fund）を導入した。保険料率は18.25%を上限（2009年は17.9%）に決定され，15歳～65歳まで拠出し65歳から給付開始となる。ANWは寡婦（夫）または（両）親を失った子に対して生年月日や18歳以下の子の有無等の条件に応じた金額が支給される。WAO（2005年12月29日からWIA）は2004年1月1日以降の障害事故から104週間経過時点で35%以上の障害残存者に支給され，障害程度80%以上の場合はIVA（完全労働障害者向け所得支給策），35%～80%の場合はWGA（部分労働障害者向け職務復帰策）により障害程度に応じた金額が支給される。Wajongは65歳未満のオランダ在住者で，17歳時点での障害程度が25%以上または17歳から30歳の間で25%以上の障害を被る以前に6ヶ月以上学生であった者に，最大日額€64.33（23歳以上の場合）が支給される。IVA，WGA，WajongはUWV（福利厚生研究所）が管轄する制度である。

### 4. 給付算定方式，スライド方式，支給開始年齢

AOWは15歳から65歳までの50年間、毎年各人の誕生日に2%ずつ受給権を積み上げ65歳から支給開始となるため、誕生日時点でオランダに在住していなければ当該年度の受給権が控除される。

表-1: AOWの給付額(月間グロス) 2009年7月1日時点

単身者世帯: €1,011.64+休暇手当€56.71
単身者世帯(18歳以下の子供有) : €1,284.68+休暇手当€72.92
*既婚者(相方65歳以上): €694.19+休暇手当€40.50
*既婚者(相方65歳以下, 追加手当あり) : €1,388.38+休暇手当€81.00
1994年2月1日以前に受給権確定の場合は€1,011.64+休暇手当€56.71
*既婚者(相方65歳以下, 追加手当なし) : €694.19+休暇手当€40.50

出所: 社会保険雇用省(SZW) ホームページ

- \*既婚者は同棲(相手の性別を問わず)も含む
- \*相方の所得が€1,237.35(月間グロス)以上の場合、休暇手当なし
- \*上記とは別に2009年はAOW手当が€36.45(月間グロス)給付される
- \*2015年1月1日以降は65歳以上に対する全てのAOW付加手当てを廃止

遺族年金(ANW)は寡婦(夫)または(両)親を失った子に対して生年月日や18歳以下の子の有無等の条件に応じた金額が支給される(表-2)。

表-2: ANWの給付額(月間グロス) 2009年7月1日時点

遺族年金: 月間€1,081.25+休暇手当€68.48 (1950年以前生誕の65歳未満者)
孤児手当(一例): €692.00+休暇手当€43.83 (16~21歳の場合)

出所: SZWホームページ

障害年金保険(WAO, 2005年12月29日からWIA)は2004年1月1日以降の障害事故から104週間経過時点で35%以上の障害残存者に対して支給され、障害程度が80%以上であればIVAにより最大日額賃金€185.46の75%が、35%~80%であればWGAによる

表-3: WAO/WIAの給付期間 2009年7月1日時点

32歳以下	: 保障期間0年
33歳以上37歳以下	: 保障期間0.5年
38歳以上42歳以下	: 保障期間1年
43歳以上47歳以下	: 保障期間1.5年
48歳以上52歳以下	: 保障期間2年
53歳以上57歳以下	: 保障期間3年
58歳	: 保障期間6年
59歳以上	: 65歳時点まで

出所: SZWホームページ

り障害程度に応じた金額が年齢に応じた期間にわたって支給される(表-3)。

## 5. 負担, 財源

AOWの財源である社会保険料は毎年、社会保険雇用省(SZW)大臣が18.25%を上限とする料率内で決定(2009年は17.9%)し、保険料徴収金額が給付金額を下回る分は一般予算からの繰入れによるAOW savings fund(2020年には€1,350億規模に到達する予想)で負担している。労働人口構造の変化予測を前提として、CPB(オランダ経済政策企画局)はAOW関連支出がGDP比4.7%(2001年)から9.0%(2040年)まで増加するとしている。

職域年金における保険料負担は労使折半が一般的であり、2008年末では平均給与比例の給付設計を採用する企業が全体の87%に達している。給付水準は40年間加入で基礎年金と合わせて平均給与の80%水準を確保しており、積立比率105%以上の年金基金のみ翌年インデクセーション採用スライド方式での給付水準改定が認められる。

## 6. 財政方式, 積立金の管理運用

AOWを始めANW, AKW, TOG, Wajong等の国民保険の財源は給与比例の賦課方式で徴収する社会保険料であり、2009年のAOWの徴収料率は17.9%で徴収金額が給付金額を下回る分は一般予算からの繰入れのAOW savings fund(当該基金内での資金運用行為は一切行われていない点はSZW当局に確認済)で負担するため、この部分は積立方式(税負担)となる。WW, WAO/WIA, ZW等の雇用保険は賃金比例の賦課方式で徴収する社会保険料が財源である。

職域年金では2007年1月に施行された新財政査定大綱(nFTK/Fiancieel Toetsings Kader)が年金基金の積立比率を常時105%以上かつ1年後105%以上である確率が97.5%以上を義務付けたため実質的に常時130%程度の比率が必要となる。

2008年12月末時点でのオランダ職域年金656基金の平均積立比率は95%(会社型が102%, 産業型が93%, 職域型が108%)だが、105%を下回っている基金数は全体の71.3%であり、オランダ中央銀行は法定義務である名目積立比率105%への回復を3年

計画から5年計画に延長する(Buitenhof)と同時に、目標収益率の計算根拠である長期金利を3.5%水準に定めるよう指導している。因みに2009年6月末の平均積立比率は102%まで回復している。

**オランダ職域年金制度傘下656基金の資産残高合計€6,971億の内訳(2008年12月末)**

資産クラス	金額(€百万)	比率(%)
不動産	18,935	2.72%
株式	291,415	41.80%
債券	242,661	34.81%
デリバティブ	46,366	6.65%
ローン	53,457	7.67%
預金	33,567	4.82%
再保険	9,918	1.42%
非金融資産	784	0.11%
合計	697,103	100.00%

出所：DNB(オランダ中央銀行)ホームページ

2008年12月末の総資産が€1,730億(約22.5兆円、€1=¥130)と前年度対比€440億の減少となったABP(The Dutch Civil Servants' Pension Fund, オランダ公務員年金)の2007-2009年の戦略的資産配分は、先進国株式27%、エマージング株式5%、CB2%、プライベートエクイティ5%、ヘッジファンド5%、コモディティ3%、不動産9%、インフラストラクチャー2%、イノベーション2%、インデックス連動債7%、国債10%、社債23%だったが、これにPFZW(医療・福祉)、PMT(金属加工)、PME(鉄鋼・電機・機械)を加えたオランダ4大基金合計で€716億の資産減少を経験した<sup>1)</sup>。しかし2009年初頭よりの市場回復で法定積立比率105%を回復、音楽コンテンツやマイクロファイナンス等の先端的オルタナティブ投資にも積極的に取り組んでいる。

**7. 制度の企画・運営体制**

AOWは社会保険銀行(SVB)によって管理・運営されており、SVBの役員会は諮問委員会の助言に従って銀行業務を推進している。役員会と諮問委員会のメンバーはすべてSZWが任命し、経営計画と予算の許認可権も有する。SZWはSVBの一部である労働所得監査院(IWI)の外局である。

職域年金では656基金および年金基金を持たない約30,000社と保険会社との集団年金契約が年金保険監督庁(PVK)の監督下にあったが、PVKの監督

権限のうち金融市場の法令および忠実義務の遵守の監督機能はオランダ中央銀行(DNB:De Nederlandsche Bank)へ、市場取引と風評の監視機能は金融市場監督省(AFM: Autoriteit Financiële Markten)に移管されたため、現在ではDNB・AFM両者による監督が行われている。なお全職域年金基金で組織する労組はUvB、会社型基金の連合会はOPF、産業型基金の連合会はVBと言い、会社型基金と産業型基金はWBpf 2000により、職域型基金はWBprにより従業員の基金強制加入が義務付けられている。

**8. 最近の議論や検討の動向・課題**

人口高齢化による社会保障負担の急増によりオランダ政府は一般予算の負担比率を拡大し債務圧縮を促し税収増と支出減を図っている。国債金利支払の原資を年金給付に転用し、80年代の若年層失業救済策として導入された職域年金におけるVUTの税制優遇を2009年より撤廃、2011年1月以降は年間€15,000以上の早期退職所得の受給者からAOWへの追加拠出を行い、消費税増税に加えAOWの受給開始年齢を2011年より65歳から67歳へ引き上げることが閣議決定されている。

職域年金ではnFTKが要求する実質130%以上の積立比率達成のため、資産運用面におけるLDI(Liability Driven Investment, SdB年金基金が2005年に導入第一号となった)およびフィデュシアリマネジメントの概念が、制度面では運用リスクを母体企業から加入者および受給者に移転し運用成績悪化等で積立比率が一定水準を下回った場合は給付水準が下方修正される特徴を持った集団型確定拠出型年金(CDC: Collective Defined Contribution)制度が注目される。CDCでは母体企業の責任が確定給付年金額ではなく年金拠出金負担額に限定され財務会計上確定拠出年金制度として認識されるため、掛金を費用計上するだけで年金債務およびその評価額の変動を財務諸表に反映させる必要がない。給付価値維持の点でインフレヘッジ効果のあるキャッシュバランス制度に対しあくまで運用成果に連動するCDCはより大きな市場リスクにさらされた制度と言える。2008年9月のリーマンショック以降の世界的金融市場混乱と株価下落を経た2009年度は制度が

内包する最悪シナリオ「(運用悪化による) 給付水準の下方修正」が想定されたが、1) 割引率の固定化 2) 年金基金の合併推進 (Multi-company scheme) 3) 官民合同拠出による年金基金救済ファンドの設立等の緊急対策が奏効し、Arcadis, DSM, VolkerWessells等のCDC導入済企業でも重大な労働争議は発生していない模様である。一方フィデュシアリマネジメントがもたらす収益は事前の期待に及ばないと喧伝され、最近ではマルチマネジャー方

式が脚光を浴びてきている。株式や債券など伝統的資産からはインデックス運用によるベータを享受し、アルファ獲得は(流動性を取捨しても)オルタナティブ運用から獲得するべきとする理念がオランダ企業年金界に広がり始めたようである。

.....

〈注〉

<sup>1</sup> PFZWが€181億, PMTが€58億, PMEが€37億の資産減少となった。